

平成 29 年度
第 4 回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議 事 概 要

日 時：平成 29 年 10 月 11 日（水）9 時 30 分～11 時 55 分

場 所：大阪府咲洲庁舎 45 階会議室

出席者：増田部会長、花田委員、鍋島委員、三輪委員

1 開 会

2 議事概要

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開するが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることを決定した。

議題 1 「大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業」の審査について（資料 1）

申請のあった 2 件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに 5 点の配点で審査。

【審査基準】

- ①公益的団体の活動状況：
 - ・地域における環境活動を積極的に実施しているか。
 - ・団体が予定している活動内容に積極的な環境活動が含まれているか。
 - ②事業内容の環境保全・創造への寄与：
 - ・計画している環境活動が、地域環境の保全・創造につながる行動となっているか。
 - ③事業手法の適切性：
 - ・経費に妥当性があるか。
 - ・計画に実効性があり、景観等の環境面に配慮されているか。
 - ④波及・PR 効果：
 - ・広く府民に対して、太陽光発電導入への波及や PR 効果が期待できる計画となっているか。
 - ⑤地域からの支持：
 - ・複数の地域団体との連携や、幅広い主体からの協力等、地域に支持された計画であるか。
- ・出席委員の合議により評価点を決定し、その合計点数（上記①～⑤の評価点合計）をもとに採択について審査した。
- ・審査に当たっては、各審査委員の評価点の平均点が、合計で 15 点未満となった事業は原則採択しないものとする。

- ・申請のあった2件について、審査の結果、評価点の下限値以上であり、予算の範囲内であることから、採択について適当と認めた。
また、両事業に共通して、以下の1点を附帯意見とした。
①太陽光発電設備の設置、運営状況を地域で広く知っていただけるよう更なる情報発信に務めること。

議題2 「大阪府クールスポットモデル拠点推進事業」の審査について（資料2）

申請のあった2件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき審査。

【審査基準】

- ①事業計画（30点）：
 - ・事業実施場所は人が利用しやすい場所か。また、その周辺環境からクールスポットづくりにふさわしい場所か。
 - ・人が利用したくなるデザインや事業計画となっているか。
 - ・涼しさとみどりを身近に感じる空間となっているか。
 - ②暑熱環境の改善効果（30点）：
 - ・整備する設備等が暑熱環境の改善効果について十分期待できる設備や緑化となっているか。
 - ③省エネの取組（10点）：
 - ・使用する設備等が省エネや地球温暖化に配慮したものとなっているか。
 - ④波及・PR効果（20点）：
 - ・クールスポット創出への波及や府民へのPR効果が期待できる計画となっているか。
 - ⑤事業効果の把握（10点）：
 - ・温度等の測定やアンケート調査等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。
-
- ・出席委員の審査により評価点を決定し、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
 - ・審査に当たっては、部会としての評価点が60点未満となった事業は原則採択しないものとする。
 - ・申請のあった2件について、審査の結果、1件を評価点の下限値以上であり、予算の範囲内であることから、採択について適当と認めた。
また、採択について適当と認めた1件に対し、以下の1点を附帯意見とした。
①本事業をきっかけとして、今後商店街全体で緑化を推進するなど、より連続的なクールスポットの形成に向けた取組みとともに、他の商店街でのクールスポット整備につながる情報発信の取組みに期待する。
また、暑熱環境改善効果の計測にあたっては、対照地点を適切に設定し、設備等の導入地点との気温等の比較検証を検討されたい。

以上